

1990年世界農林業センサス農業事業体調査の改正点

今次センサス農業事業体調査の実施に当たっては、農業情勢の変化を踏まえ、農業事業体の定義の変更、調査農家の2区分、新たな農家分類の採用等大幅な改正を行った。

なお、調査の改正に伴い、統計の連続性を図る措置として、旧概念による集計及び前回（1985年）センサスの組み替え集計をおこなっているところであり、内容の解説等前回センサス時との比較に当たっては、定義及び概念の一致した統計を用いている。

改正内容

1 農業事業体（農家及び農家以外の農業事業体）の定義

(1) 昭和25年の1950年センサス（FAOの提唱する世界センサスに初めて参加）から前回の1985年センサスまで8回のセンサスにおいて、農業事業体の定義は「経営耕地面積が東日本10アール（1反歩）以上、西日本5アール（5畝歩）以上又はそれ未満でも農産物販売金額が一定額以上（例外規定農家）」と定めてきた。

1990年センサスにおいては、この経営耕地面積の下限基準を東日本、西日本と分けずに全国統一して10アール以上とした。また、例外規定農家の下限基準は、前回センサスで10万円だったものを15万円とした。

(2) 経営耕地面積の下限について東日本と西日本を分けて別々に設定していたのは、耕地利用率と土地生産性に格差があるということが主な理由であるが、既に今日東西間に較差がみられなくなっている。また、例外規定農家の下限基準については、経営耕地10アール当たりの一般の作物粗収益等に見合う15万円を設定した。

2 調査農家を販売農家と自給的農家に区分

調査対象農家については、近年農業の兼業化や農家世帯員の高齢化が進行するなかで、生計の大部分を農外所得、年金等に依存し、農業生産は、自給的なものにとどまる小規模な農家のシェアが高まってきた。こうした農家は販売を目的として農業生産を行う農家層とは分化している。このため、1990年世界農林業センサスにおいては、農業を商品生産を主たる目的としている「販売農家」と飯米自給等を主体としている「自給的農家」に二区分し、「販売農家」については従来どおりの農業経営全般にわたる調査を行い、「自給的農家」については、基本的な項目（農地、労働力などの資源量等）に限定した調査とした。

具体的には、「販売農家」とは経営耕地面積30アール以上又は農産物販売金額50万円以上の農家とし、「自給的農家」とは経営耕地面積30アール未満の農家かつ農産物販売金額が50万円未満の農家とした。

3 農作業受託を「農業」の範囲に

これまで農家分類の専兼業別及び農業労働力保有状態別の基準となる農業収入及び農業労働力に関する「農業」の範囲については、「自家農業」（自家で経営している農業）の概念を用い、農作業受託は兼業（自営業）扱いにしてきた。しかし、農作業受託をしている農家は、保有労働力や農業機械の稼働率の向上を図り、実質的に経営規模の拡大を図っている。そこで、今次センサスにおいては農家の実態に照らして農作業受託を「農業」の範囲とし、「自家農業」に農作業受託を加えた「自営農業」という概念を導入した。

その考え方に基づき、1990年センサスの農家分類では、この新しい「自営農業」概念によって専兼業別分類や農業労働力保有状態別分類を行っているため、1985年センサスまでの統計とは連続しない。

なお、上記改正点の他、定義、約束事項等詳細については「利用者のために」を参照されたい。